

会 議 録

会議の名称	令和3年度 第3回鴻巣市立小・中学校通学区域審議会
開催日	令和4年3月3日(木)
開催時間	18時30分 開会 ・ 20時10分 閉会
開催場所	吹上生涯学習センター 会議室
議長(委員長・会長) 氏 名	石崎 一記
出席者(委員)氏 名 (出席者数)	石崎一記(会長) 島寄朝則(副会長) 金子秀夫 三友猛之 井田民生 長竹淳子 荻野浩 岡田英行 関根茂夫 須田佑季子 大島満男 野口明彦 秋元公代 (13名)
欠席者(委員)氏 名 (欠席者数)	野本昌宏 (1名)
事務局職員 職 氏 名	教育部長 齊藤隆志 教育部参与 大島進 教育部副部長 宮野和幸 教育部参事兼教育総務課長 鳥沢保行 学務課副参事 棚澤大輔 教育総務課副主査 新井洋平 教育総務課主任 堀智紀 学務課主事 石井亜季 学務課技師補 梶谷未晴
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会のことば 2 会長あいさつ 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諮問事項についての審議 <ol style="list-style-type: none"> ①現在、吹上小学校の通学区域にある北新宿地区について、令和5年度から、下忍小学校の通学区域とすることは妥当かどうか。 (ただし、令和10年度まで就学時に希望する児童及び、令和5年3月31日現在で、吹上小学校に在籍している児童は、卒業まで吹上小学校への通学を認める。また、兄弟が吹上小学校に在籍している場合は、経過措置期間にかかわらず、吹上小学校への入学を認める。) ②児童の登下校における安全確保の観点から、教育委員会で定めた基準に基づき、スクールバスを活用した送迎対応は妥当かどうか。 ③現在、吹上北中学校の通学区域にある筑波、吹上本町、榎戸1丁目地区について、令和5年度から吹上中学校の通学区域とすることは妥当かどうか。

	<p>か。</p> <p>(ただし、令和5年3月31日現在で、吹上北中学校に在籍している生徒はそのまま吹上北中学校の在籍を認める。また、兄姉が吹上北中学校に在籍または卒業している場合は、経過措置期間にかかわらず、吹上北中学校への入学を認める。)</p> <p>(2) その他協議事項</p> <p>(3) 答申(案)についての審議</p> <p>4 就学手続きについて</p> <p>5 答申書の提出</p> <p>6 閉会のことば</p>
	<p>(決定事項など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議事項①吹上小学校の通学区域について、令和5年度から、下忍小学校の通学区域とすることは妥当である。 <p>(ただし、令和10年度まで就学時に希望する児童及び、令和5年3月31日現在で、吹上小学校に在籍している児童は、卒業まで吹上小学校への通学を認める。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議事項②児童の登下校における安全確保の観点から、教育委員会で定めた基準に基づき、北新宿地区から下忍小学校へのスクールバスを活用した送迎対応は妥当である。 ・審議事項③現在、吹上北中学校の通学区域にある筑波、吹上本町、榎戸1丁目地区について、令和5年度から吹上中学校の通学区域とすることは妥当である。 <p>(ただし、令和5年3月31日現在で、吹上北中学校に在籍している生徒はそのまま吹上北中学校の在籍を認める。また、兄姉が吹上北中学校に在籍または卒業している場合は、経過措置期間にかかわらず、吹上北中学校への入学を認める。)</p> <p>※別紙、答申書のとおり</p> <p>(主な意見と見解)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北新宿地区については、経過措置にて吹上小学校に通う児童について、適正配置等の考え方に基づき吹上中学校へ進学出来るよう検討してほしい。 ・北新宿地区の現5年生は、令和5年度に通学区域が変わったタイミングで中学校へ進学することから、下忍小学校から吹上北中学校の小中の連携の対象とならない。 ・本来、筑波、吹上本町、榎戸1丁目地区の子どもたちと進学していたはずが、通学区域が変わり、北新宿地区の子どもだけが吹上北中学校へ進学することへ不安に思っている声があるので、この場で審議してほしい。 ・前回の審議では、現5年生のみ吹上中学校への進学を認めるのか、審議会での付帯意見としてそれを取り上げるかどうか継続審議という話だった。 ・対象者については、どこかで必ず線引きが必要になると思われる。 ・せめて高学年を迎える児童については、多感な時期なので、選択できるような取り扱いを設けてほしい。 ・仮に現3年生まで認めたとすると、現2年生以下の家庭から不満の声があが

るのではないか。

・学区ではない吹上小学校に通うというのが経過措置であって、進学先は今まで通り吹上北中学校となるのがこの審議事項である。

・経過措置を設けることで、小中の連携の実現が遅れるという面もある。

・仮に令和5年度時点で在籍している児童まで吹上中学校への入学を認めるとすると、経過措置によって吹上小学校に入学する子たちの対応と矛盾が生じる。

・小学校の入学に対して経過措置を設けているが、吹上小学校を選んだ児童が中学校に進学する上で小中連携を希望した場合のフォローはないのか。

⇒小中の連携は、下忍小学校から吹上北中学校で実現されるので、小中の連携を希望しないとした上で吹上小学校を選んでいるため、フォローはできないのではないか。

・経過措置期間を設けて吹上小学校に入学できるようにすると、吹上中学校に進学したいという考えの家庭も出てきてしまうので、いっそ経過措置を設けなければ、こういった議論や意見はあがらないのではないか。

・筑波、吹上本町、榎戸1丁目地区の子と一緒に進学しないから不安という北新宿地区の声に対しては、委員となっている校長先生から、現在もそういった不安を解消すべく対応しているという声もいただいている。

・「北新宿地区の令和10年度入学までの児童において、経過措置として吹上中学校へ進学することを認める」という提案について、諮問事項にない事項であるため、審議委員の皆さんに審議として取り上げてよいか確認が必要である。

・今回の通学区域の変更にあたり、北新宿地区の児童が少ない人数で進学することに不安を感じ、吹上中学校へ進学したいという声があがることを教育委員会は、想定していたのか。

⇒何事にも全員が100%納得する決定というものはないと考えている。過渡期における対応については、いつかは線引きをするため、対象とならない方が出てくる。その時期はいつが良いのかは誰もわからない問題だが、議論を進めている今が最良の時期だと考えている。

・小中一貫を早く実現させたいという状況もわかるが、それに漏れた子どもたちは仕方ないと思えるべきなのか。

⇒この審議事項の始まりは、洲崎橋の問題である。毎朝洲崎橋に長蛇の列で子どもたちが並んでいる状況が心配であるという地域、保護者の意見と、昨年の八街市で痛ましい事故が起きたことが始まりである。橋の架け替えや交通規制については、なかなか実現できない状況から、教育委員会として何ができるかを考え、現在吹上北中学校が通学区域となっている北新宿については、小中一貫をと考えたときに下忍小学校へ変更するという諮問に至った。小中一貫だけでなく、洲崎橋の危険な状況についての対応である。

・危険性についてはわかるが、北新宿地区だけ小中連携がされないことに対して不平等だと感じる。

・仮にこの提案について認めると本来の基本的な線が崩れてしまうので、やはりどこかで線を引かなければならないと考えると、答申通りの内容が良いと考える。

・子どもはどこの学校に行くにしても、大人数でもだめな子もいれば、2、3人で行っても大丈夫な子は大丈夫だと思う。

・子どもに対してのフォローは、学校や教育委員会ではなく、基本は家庭である。まずは保護者が、学区が変わることをポジティブにとらえて、子どもが不

	<p>安なく進級できる態勢をつくる必要があると感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今からあるかわからない子どもの不安を考えても仕方がないのではないか。 ・仮に現在の在校生に対する特例措置の議論をしても、必ず下の学年も「なぜあの学年だけ」という主張があり、その下の学年も同じ気持ちを持ち続けてしまい、結局審議内容、洲崎橋の問題等からずれてしまうことが想定される。 ・消極的な反対意見や発言をもとに、今回の提案については審議に取り上げないこととする。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月～8月、次に12月を目安に就学先の意向を決めていただくとあるが、PTA関係の調整は11月くらいに始まるということも念頭に置いていただきたい。 ・就学手続きについては、審議内容を知らない方など様々な方がいらっしゃるので、漏れることなく対象者に丁寧に周知していただきたい。 ・進学に対する不安をケアする方法として、例えば事前に学校を見学することで和らぐという事などであれば中学校へ相談いただきたい。
<p>配布資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・吹上小学校及び吹上北中学校の通学区域である一部地域の通学区域の見直しについて（答申）（案）